

平成22年度 第8回労使間意見交換会 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年（2010年）9月9日（木）13:00～15:00
2. 場 所：農林水産省大臣官房秘書課研修室（本館7FドアNo.774）
3. 出席者：

農林水産省	今城 健晴	秘書課長
同	高橋 洋	文書課長
同	佐藤 速水	予算課長
同	今井 良伸	地方課長
同	徳田 正一	統計部管理課長
同	梶島 達也	総合食料局総務課長
同	姫田 尚	消費・安全局総務課長
同	光吉 一	消費・安全局表示・規格課長
同	水田 正和	生産局総務課長
同	小林 栄隆	生産局畜産振興課需給対策室長
同	豊田 育郎	経営局総務課長
同	枝元 真徹	農村振興局総務課長
同	大内 秀彦	農林水産技術会議事務局総務課長
同	山口 英彰	大臣官房参事官
同	小島 吉量	農林水産省改革推進室長
同	小林 満俊	水産庁研究指導課課長補佐
同	山口 道彦	秘書課人事調査官
同	山口潤一郎	秘書課調査官
全農林労働組合中央本部	石原 富雄	副委員長兼調査交渉部長（非現業担当）
同	柴山 好憲	書記長
同	原子 秀夫	調査交渉部長（独法担当）
同	間 英輔	組織教宣部長

(概要)

(山口秘書課調査官)

定刻になったので、第8回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、今城秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明いただく。

(今城秘書課長)

本日は、「平成23年度予算概算要求」、「平成23年度組織・定員要求」及び「地方組織における10月以降の業務の実施体制の整備状況」を議題とした労使間意見交換会を開催することとした。

「平成23年度予算概算要求」及び「平成23年度組織・定員要求」については、財務省あるいは総務省に提出した要求の概要を今回の資料として提示しており、その内容について意見交換したい。

また、「地方組織における10月以降の業務の実施体制の整備状況」については、去る8月3日に、現行の組織の下で、米穀の流通監視業務等の新たな業務を円滑に実施していくために必要となる業務実施体制の考え方等を提示し意見交換を行ったところである。今回は、前回の意見交換会の時点では検討中となっていた事項の検討結果や、前回の意見交換の結果を踏まえてその後整理した地方農政局等における具体的な人員配置等を提示し、職員の皆さんからの意見等も踏まえた意見交換を行うこととしたい。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので御協力をお願いする。

(山口秘書課調査官)

本日の労使間意見交換会は秘書課長からも説明いただいたように、議題が3つあることから、それぞれの議題ごとに実施することとしたい。

本日の配布している資料であるが、第1部で使用する資料が、資料1の「平成23年度予算概算要求の概要」、第2部で使用する資料が、資料2の「平成23年度組織・定員要求の主要事項について」であり、第3部で使用する資料が、資料3の「平成22年度地方組織における主要業務の運営について」及び資料4の「地方農政局及び地方農政事務所別職員配置数(案)」である。

これらの資料の労使間意見交換会終了後の取扱いであるが、資料1及び資料2については、議事要旨とともに農林水産省HP及び職員掲示板に掲載することとする。資料3及び資料4については、いずれも国の機関内部における検討又は協議に関する情報であることから、資料3については、「機密性2B」と格付され「職員限り」との使用制限を課されており、資料4については、「機密性2A」と格付けされ、「意見交換会出席者限り」との使用制限を課されている。このため、これらの資料については、労使間意見交換会運営規則第2条第3項の規定に基づいて非公表とし、資料3については、職員掲示板への掲載のみ、資料4については、職員掲示板にも掲載せず、各農政局及び農政事務所単位に当該農政局及び農政事務所に係る資料を配付して職員説明を行うこととするのでご了承いただきたい。

それでは、第1部を開催することとする。

まず、第1部「平成23年度予算概算要求」についての出席者の紹介をする。当局側として、今城秘書課長、高橋文書課長、佐藤予算課長、徳田統計部管理課長、水田生産局総務課長、豊田経営局総務課長、枝元農村振興局総務課長、大内技術会議事務局総務課長、山口大臣官房参事官、小林水産庁研究指導課課

長補佐、山口人事調査官、それに私、進行役を務めさせていただく秘書課調査官の山口です。

次に、職員団体側として石原副委員長兼調査交渉部長、柴山書記長、原子調査交渉部長、間組織教宣部長。

それでは、資料1の「平成23年度予算概算要求の概要」について佐藤予算課長に説明いただく。

(佐藤予算課長)

それでは、お手元の白本について、簡単に説明したい。平成23年度農林水産予算概算要求の骨子を示している。農林水産予算総額は対前年比101.5%の24,875億円、公共事業費については、全体で6,752億円、対前年比102.9%、昨年21年度5,772億円の農業農村整備費は、22年度予算額は2,129億円に大幅に削減したわけだが、23年度概算要求額は、2,241億円と対前年112億円の増、105.2%ということで要求要望をした。要望額については、要望基礎額の範囲内で、374億円ということで要望した。林野については、対前年比124%、1,465億円。このうち要望しては、3倍ルールを適用して森林・林業再生プランとして537億円の要望をしている。水産基盤整備については、漁業所得補償への財源ということで98億円、この財源の98億円については、非公共から公共へシフトしたという形で漁業所得補償の財源の一部としている。農山漁村地域整備交付金については、1,500億円としており、対前年度比100%、一部、新成長戦略の関連の要望としている。非公共事業としては、戸別所得補償のうち畑作物の補償関連で1,080億円を要望している。

2ページ目であるが、「元気な日本復活特別枠」要望について、大きく3本の柱となっており、農業者戸別所得補償制度本格実施で、畑作物の所得補償交付金の一般会計措置分として、1,080億円、戸別所得補償実施円滑化基盤整備として、374億円としている。

2番目の森林・林業再生プラン推進総合対策については、森林環境保全直接支援事業として537億円、それを担う森林づくり主導人材育成対策として8億円、さらに地域材供給倍増事業10億円を一本として要望している。

3番目として、農林水産「新成長戦略」に対応した基盤整備費ということで、農山漁村地域整備交付金の170億円を要望している。

3ページ以降は、行政事業レビューを通じて、捻出した2,000億円を23年度概算要求の財源に充ててきた。

8ページ以降、23年度農林水産予算概算要求の重点事項として、1戸別所得補償制度本格実施の①の戸別所得補償本体では、7,959億円。これがいわゆる今年度のモデル対策に対応するもの、5,618億円に対応する。戸別所得補償制度本体を補足するものとして、②中山間地域等直接支払交付金、③農地・水保全管理支払交付金、④環境保全型農業直接支援対策を要求。農地・水保全管理支払交付金では、個別の農家に対応できないような、集落による農地・農業用水等の保全管理活動や農業用排水路などの長寿命化ための取組を支援する。

また、戸別所得補償とは別に、サトウキビ等の⑤甘味資源作物・国内産糖交付金等として597億円を計上している。①～⑤を合計すると、9,160億円。

農業農村整備については、2,241億円であるが、10ページにもあるが、非公共事業の中で小規模な基盤整備を行う、具体的には、排水条件の改良であるとか、老朽化施設の修繕等を実施、鳥獣被害についても22年度の22億円から大幅に増額の113億円。

生産対策の充実・強化については、野菜、果樹、お茶、畜産、酪農等について計上している。

農山漁村の6次産業化対策としては、6次産業創出総合対策として、今年は充実し、144億円計上している。

食の安全・消費者の信頼確保対策として、従来からの家畜伝染病予防費36億円のほかに、今回の宮崎のことを踏まえて、口蹄疫総合対策費として新たに14億円を計上している。

技術開発については、バイオマス利用技術の開発、食品の機能性等を解析評価するための基盤技術の開発等、を行っていく。

12ページの森林・林業対策だが、森林管理・環境保全直接支払制度に570億円、それを支える人材育成対策、あるいは「緑の雇用」現場技能者育成対策にそれぞれ所要額を計上。

水産対策であるが、いわゆる漁業所得補償、コスト面での支援と合わせ557億円、ほか昨年から今年にかけて深刻な赤潮・磯焼け緊急対策に70億円を計上。

以上が概算要求の概要である。

(山口秘書課調査官)

それでは、以上の説明を踏まえて意見交換を行いたい。

(柴山書記長)

今回の概算要求は、政府の概算要求組み替え基準に基づき、策定されたものと理解しているが、要求にあたっては、農林水産省自ら行ってきた事業見直しの内容が反映されるとともに、部門会議において議論が重ねられ、それらの厳しい精査のもとに省議決定されたものと考えている。

一方、財務省は、2011年度予算概算要求の一般会計総額が96兆7,465億円になり、このうち、マニフェスト(政権公約)施策や成長分野などに重点配分する「特別枠」への要望総額が、2兆9,445億円に上ったと公表している。

財政健全化計画では、国債費を除いた一般会計歳出の上限を2010年度並みの約71兆円に抑制するよう規定していることから、年末までの予算査定で1兆円以上を削り込む必要があるとしている。

このような厳しい状況の中で、特別枠は、今後政策コンテストにかけられ最終的には総理が決定することになっているが、農業者戸別所得補償制度の本格実施、森林・林業再生プラン推進総合対策、農林水産「新成長戦略」対応基盤整備は、いずれも新たな農政政策の展開に必要な不可欠なものであることから、

要望額の確保に向けて最大限の努力を要請する。

なお、全農林としても、特別枠や今後検討される補正予算の確保に向けて最大限の努力をしてみたい。

私からは以上を申し上げ、今回の概算要求の内容について、それぞれ担当より何点か伺う。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

私から、本日説明のあった内容とそれに付随する課題について伺いたい。

第1に農業農村整備予算について伺いたい。

農業農村整備対策予算については、農業農村整備事業2,241億円、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業220億円、農地・水保全管理支払交付金286億円のうち、長寿命化対策分47億円、合計2,508億円、その他に農山漁村地域整備交付金1,500億円との理解でよいか。

(枝元農村振興局総務課長)

そのような理解で結構である。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

2,508億円のうち、国営事業に関する予算額について示していただきたい。併せて、国営事業に関する21年度、22年度のそれぞれの予算額について示していただきたい。

なお、農業農村整備対策予算については、対前年比118%と増額となったものの、本年度予算において大幅に削減された額をカバーするに至っていない。予算の大幅削減となった22年度の国営事業の推進において、どのような課題が生じているのか。23年度概算要求額を踏まえた今後の展望や課題をどのように考えているのか。また、組織・定員や勤務条件に影響は生じないのか。

食料・農業・農村基本計画では、「農業生産力の強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し」において、施策体系や事業の仕組み等の抜本的な見直しを進めるとしているが、今回の概算要求にあたって、どのような点が反映されたのか伺いたい。

また、組織体制についても、現場職員の意見も聞きながら検討を深めるとしていたが、どのような検討状況となっているのか。

(枝元農村振興局総務課長)

まず、国営事業に関する平成23年度概算要求額は、農業農村整備事業費2,241億円のうち1,504億円、平成22年度予算額は1,297億円、平成21年度予算額は2,409億円である。

なお、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業220億円は都道府県、市町村、土地改良団体に対する予算、農地・水保全管理支払交付金286億円は集落に対する予算である。

「農林水産予算概算要求の概要」の144ページをお開き頂きたい。

農業農村整備事業の平成23年度概算要求は、戸別所得補償制度の下支えとして、食料自給率の向上を目指すため、新たな「食料・農業・農村基本計画」に位置付けられた基幹的水利施設の戦略的な保全管理と食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進などの実現に向けた予算を要求。

具体的には、全面的な改築・更新から長寿命化対策に転換し、徹底したコスト縮減を図りつつ、

- ① 農業水利施設の老朽化等による災害・事故発生のリスクの回避及び畑地かんがい用水を含む農業用水の安定供給の確保
- ② 麦・大豆の更なる生産拡大に必要な農地排水対策
- ③ 農地防災対策として、湛水被害や危険な河川工作物の解消、地すべり対策などに重点化することとしている。

次に、予算が大幅に削減された平成22年度の国営事業の推進上の課題についてであるが、平成22年度においては、事業量の大幅な変動に伴う工事発注計画の変更や地元調整など事業管理の再検討を行いつつ、①低コスト化技術の導入などに取り組みながら限られた予算を効率的に執行するとともに、②今後の円滑な工事实施に向けた事前の設計・積算、地元交渉等の業務を鋭意進めているところである。

また、組織・定員についてお答えする。

平成23年度概算要求においては、戸別所得補償を下支えする基盤整備について、全面的な改築・更新から長寿命化に転換することに対応し、新たな事業制度を担う土地改良調査管理事務所及び土地改良技術事務所等に、国営事業所から職員をシフトする考えである。

なお、本方針の検討に当たり、本年3月には、農村振興局幹部が各地方農政局に出向いて土地改良事業担当職員との間で「これからの農業農村整備」について意見交換を行うとともに、平成23年度事業所組織・定員要求に当たっては、各地方農政局からの要望の聴き取りや組織担当者による現地での意見交換を通じて、現場職員の意見の反映に努めつつ、取りまとめを行ったところ。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

1,500億円の交付金のうち、農業農村整備関係分はどの程度を想定しているのか。また、22年度は予算額はいくらか。

なお、地域主権戦略大綱では、23年度から一括交付金を導入し予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定するとしているが、今後どのようなことが想定されるのか。

（枝元農村振興局総務課長）

農山漁村地域整備交付金は、地方公共団体が自らの地域ニーズを踏まえて作成する計画に基づき、事業別・計画別の予算の配分を行うものであることから、国において、予め農業農村、森林、水産に分けた配分の見込み額を設定してい

ない。

平成22年度の予算額についても同様に、国から配分額を設定したものはないが、都道府県からの交付申請や聞き取りにより集計したところ、8月末時点で農業農村整備関係には約863億円が配分されることとなっている。

（佐藤予算課長）

一括交付金化については、本年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱において、制度の詳細については、国と地方の役割分担等を踏まえ、関係府省と共に検討し、予算編成過程で決定とされているが、現時点で具体的な検討スケジュールは明らかとはなっていないところ。

いずれにせよ、今後、地域主権戦略会議、関係府省間で様々な議論を行うこととなると思うが、一括交付金化を進めるにあたっては、食料自給率の向上、森林吸収源目標の達成等、国家的課題の実現に向けた取組みと整合するスキームとなるよう、農林水産省としても今後の議論に積極的に加わっていく考えである。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

追加経済対策においては、雇用・経済効果が期待できる農業関係公共投資の担うべき役割は重要であると考えている。当該対策に資する各対策の予算が確保されるよう、最大限対応いただきたい。併せて、補正予算の確保についても、万全を期していただくよう要請する。

（枝元農村振興局総務課長）

経済対策は、8月30日に総理から示された「経済対策の基本方針について」に位置付けられた5つの柱「雇用」「投資」「消費」「地域の防災対策」「規制・制度改革」に沿って検討が進められている。

同対策には、平成22年度当初予算に計上されている「経済危機対応・地域活性化予備費」が充てられることとされており、この予備費は平成22年度当初予算作成時点において予見し難い景気・雇用状況の悪化等に対応するため、地域経済の活性化、雇用機会の創出や国民生活の安定に資する施策を機動的・弾力的に実施できるよう計上されたものである。

農業農村整備事業についても、今回の経済対策及び予備費計上の趣旨を踏まえ調整しているところである。なお、補正予算については、まだ具体的な検討は行われていない。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

平成23年度の事業所、建設所、支所の新設・廃止はどうか伺いたい。

（枝元農村振興局総務課長）

平成23年度に新設を要求している事業所等は、事業所3か所、支所4か所で

ある。他方、廃止予定の事業所等は、事業所7か所、建設所1か所、支所4か所である。なお、これらについては、今後の予算編成過程を経て決定されるものであることをご理解願いたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

第2に事業見直しの取り組み結果について伺いたい。

行政事業レビューの公開プロセスの議論等を通じ、明らかとなった見直しの視点に基づき、全事業の検証を行った結果、廃止が177事業、抜本的改善が140事業、一部改善が152事業となっている。廃止や抜本的改善によって、今後の農政展開に支障を来すことがないのか。

（佐藤予算課長）

平成23年度予算概算要求については、7月27日に閣議決定された「組替え基準」に沿って、平成21年度に実施した全ての事業（489事業）について、予算の支出先や用途等の実態を詳細に把握し、改善の余地がないか点検を行った。

その結果を平成23年度予算概算要求等に反映したところ、非公共事業で2,000億円程度の事業を廃止・削減。

その上で、戸別所得補償制度の本格実施や、畜産の経営安定対策、漁業の所得補償の導入、森林・林業再生の直接支援の実施等、マニフェストや新成長戦略と言った重要な施策に予算を重点化したところ。

その他の継続事業についても、予算額を削減する中で、効率的な業務展開をすることによって、既存の事業も含めて農政の展開に支障は来さないと考えている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

農地情報利活用推進事業は、公開プロセスにおいて事業を実施するのであれば、国が事業主体となることが必要とされ、廃止との結論となったが、事業の今後のあり方についてどのように考えているのか。

（枝元農村振興局総務課長）

農地情報利活用促進事業については、先般の行政事業レビュー（公開プロセス）において、①当該補助事業は「廃止」、②農地地図情報システムについて、「そもそもの必要性、必要であるとしても整理・管理・活用のあり方について抜本的な見直し」をするよう指摘されたところである。

このようなことから、①平成23年度以降本事業に係る新たな予算措置は行わないこととするとともに、②全国の地図情報を一元管理する現在の管理・運用の仕組みを見直し、既に耕作放棄地対策等の各種施策に活用されている地図情報については、今後とも、各地域において、それぞれの実情に即して、有効活用を進めていくこととしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

事業仕分けにおいて、全国農林統計協会連合会の登録調査員等講習会委託事業が廃止とされ、今後の調査のあり方については本年度中に検討・結論を出すかとされているが、評価結果を踏まえた見直しをどのように考えているのか。

(徳田統計部管理課長)

登録調査員等講習会委託事業については、評価結果を踏まえ本事業は廃止し、地方農政局等を活用する方向に転換することとしている。

具体的には、講習会の対象を新規登録者と面積調査に従事する者に限定し、講習会開催回数を縮減するとともに、講習会の講師を地方農政局の職員（平成22年度に新設された統計指導官）が中心となって担当し、運営を統計指導員が担当する方向で検討している。

なお、統計指導員に関しては、23年度に向けて、先程の講習会運營業務の他、統計調査員の各種申請書類の審査・受け渡し等を担わせる一方、既存業務について整理するとともに、その配置数についても縮減を図る方向で検討している。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

第3に戸別所得補償制度に関して伺いたい。

法案の提出時期、本格実施に向けた本年度中のスケジュールをどのように考えているのか。また、必要な作業や準備等は、どのようなことが見込まれるのか。

なお、農業再生協議会については、国も参加するのか、国としての関与のあり方について伺いたい。

(山口大臣官房参事官)

戸別所得補償制度については、平成23年度から本格実施することとしており、8月31日には財務省に対してその内容に関する概算要求を行ったところである。

今後は、本格実施に向けて、次期通常国会に法案を提出していくことで準備を進めていきたいと考えており、年内には、農政局、農政事務所の職員の皆さんや、都道府県、市町村、農協等関係者の意見も聴きながら、制度を運営するための実施体制、生産数量目標の設定、交付金の交付事務等の具体的な対応を詰めて行く考えである。

また、制度の詳細が固まり次第、来年4月1日からの加入申請手続が円滑に進められるよう、システムの整備をはじめ、現場での手続の準備を並行して進めていく必要があると考えている。準備作業は大変であるが、米に関しては今年モデル対策として運用を始めており、新しく始まる畑作物についても、現行の水田・畑作経営所得安定対策について農政事務所が4年間実施しているので、これらをベースとして大きな負担が出ない方向で検討したい。いずれにしても今年のモデル対策同様本省と地方が連絡を密にしながら、事業の普及・推

進に取り組んでまいりたい。

なお、農業再生協議会については、都道府県、市町村に設置することを考えているが、対象作物ごとの生産数量目標の検討など、国が関与すべき案件もあることから、農政事務所等も協議会の議論に参加することが必要と考えている。

（原子調査交渉部長）

第4に、全農林が組織する10独立行政法人の予算に関して伺いたい。

2011年度予算概算要求の独立行政法人運営費交付金は、どのような要求となっているのか。

一方で、本年度は10法人の中期目標期間終了時の見直しが行われる。政策評価・独立行政法人評価委員会における「勧告の方向性」は、例年のペースであれば12月に示されている。「勧告の方向性」は、運営費交付金に影響することはないのか。

（佐藤予算課長）

23年度独立行政法人運営費交付金概算要求については、

- ① 第2期中期目標期間が22年度末に終了となっているが、23年度概算要求時点では、第3期中期目標が明らかになっていないことから、
- ② 7月27日の閣議で決定された「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」において、各大臣が「査定大臣」として概算要求にあたり実施することとされた、独立行政法人への交付金等の削減について、これを踏まえ要求を取りまとめたところである。

具体的には、23年度農林水産省所管の独立行政法人向け交付金の概算要求額は、1,097億円、22年度予算額1,105億円対比で▲7億円（対前年度比0.6%削減）としたところである。

（高橋文書課長）

「勧告の方向性」の運営費交付金への影響であるが、勧告の方向性の中身によるので現時点ではわからない。

（原子調査交渉部長）

第2期中期目標期間における運営費交付金は、査定省との協議に基づく算定ルールにより、前年度比で、一般管理費3%と事業費1%を減額して毎年要求してきたが、このルールに変更があるのか。

（高橋文書課長）

制度全体の算定ルールは、政府全体の動向の中で決まるものであり、現時点ではどうなるかわからない。

（原子調査交渉部長）

4月に農研機構、家畜改良センター、消費安全技術センター、水産大学校を対象として事業仕分けが行われた。このうち指摘のあった農研機構、家畜改良センター、水産大学校について、仕分け結果が対象法人の運営費交付金にどのように反映されているのか。

特に、廃止とされた農業者大学校では、来年度学生を募集するのか。また、農業者大学校の今後のあり方に関する意見交換会では、存続を求める意見が相次いだと聞いている。農業経営者育成は、日本農業を発展させる上で極めて重要と考えるが、どのような認識の下で今後検討するのか。

（大内技術会議事務局総務課長）

農研機構については、事業仕分けの結果を踏まえ、

① 指摘を受けた研究3事業は廃止することとするが、第3期中の研究課題については、「食料・農業・農村基本計画」に基づいて策定された「農林水産研究基本計画」を踏まえて設定することとする。

② また、農業者大学校については、来年23年度入学生の募集については中止するが、在學生に配慮し修業期間である平成23年度までは責任を持って教育を実施することとしたところ。

こととしたところ。

農研機構の運営費交付金（農業技術研究業務勘定）については、事業の廃止等を含め全体で経費の削減を行った上で（対前年度 176百万円減）、必要な額の運営費交付金（23年度概算要求額 37,529百万円）を要求しているところである。

（水田生産局総務課長）

4月に行われた事業仕分けにおいて、家畜改良センターの家畜改良業務については、事業規模は縮減（種畜の多様化、系統造成の支援などに特化）、種畜検査業務については、コストの事前検証と責任の明確化を前提に事業を自治体へ移管していくとされたところ。

これらの事業仕分けの評価結果を23年度概算要求に反映させることが求められており、

① 家畜の改良増殖業務については、民間で実施可能な業務を中止するなどにより、事業費で6%（8千2百万円）の削減。

② 種畜検査業務については、現在、都道府県に対するアンケート調査を実施中であり、都道府県への移管の準備が整った段階で、事業を移管することとしていることから、予算額については、22年度と同額としている。

この他、自己収入の増額等を見込み、23年度の運営費交付金の概算要求額は、75億8千万円（対前年度 225百万円減）としたところ。

なお、施設整備費補助金については、対前年度10%削減し、3億1千万円とし、国からセンターへの支出額としては、78億9千万円（対前年度 259百万円減）となっている。

(小林水産庁研究指導課課長補佐)

水産大学校の事業仕分けは、「専攻科の統合を中心とした他の法人との統合を検討していただきたい。また、事業規模についても縮減の方向で検討していただきたい。」との評価結果を受けたところ。

事業仕分け結果については、東京海洋大学との意見交換の結果、学生の負担増加、両校のカリキュラムや海技士養成の方向性の違いから、専攻科の統合は困難と考えているが、今後の再仕分け等予断を許さない状況である。

なお、平成23年度予算要求は、事業の効率化・合理化を図ることとし、平成22年度に比べ人件費（役職員給与）の1%、一般管理費の3%、船舶運航経費を除いた業務費の10%の削減を行っている。

(豊田経営局総務課長)

農業者大学校については、事業仕分けにおいて「廃止(ただし、廃止時期については在学者に配慮)」との評価が行われたところであり、この評価に対応するため、来年23年度入学生の募集については中止することとしたところ。

その際、当然のことながら、在学者に配慮し修業期間である平成23年度までは責任を持って教育を実施することとしている。

一方、日本農業の発展に向けて、6次産業化等我が国の農業・農村の新たな展開をリードする担い手の育成は一層重要であると考えており、こうした視点から、農業者大学校の役割や運営等も含めて、24年度以降の農業経営者育成教育のあり方について、農業者大学校関係者等の意見を引き続き伺いつつ検討することとし、23年度予算要求においてカリキュラムの検討等のための準備経費500万円を要求しているところである。

【第2部】

(山口秘書課調査官)

以上を持って第1部を終了する。

第1部のみの当局出席者は、ご退席いただき、第2部の出席者に御着席いただく。

それでは、第2部を始めたい。第2部は、当局側として、今城秘書課長、高橋文書課長、今井地方課長、梶島総合食料局総務課長、姫田消費・安全局総務課長、水田生産局総務課長、豊田経営局総務課長、大内技術会議事務局総務課長、小島農林水産省改革推進室長、山口人事調査官に参加いただく。

それでは、資料2の「平成23年度組織・定員要求」について高橋文書課長に説明いただく。

(高橋文書課長)

資料2の組織・定員要求の主要事項について1ページ目からであるが、本省関係から6項目、地方組織関係から1項目ある。

1であるが、戸別所得補償については、本格実施は経営局が担当すると明確にするという意味で書いている。これにより経営局の組織を著しく変更することではない。

2と3は、連動しており米麦対策については、総合食料局食糧部でやっているが、これも含めて農畜産物に係る政策は生産局が一元的に担当する。

他方、3であるが6次産業化は、総合食料局を再編し産業局の名称で要求する。括弧で書いてある関係業務を一元化する。

4は、23年度の新しい要求であるが、1つには宮崎の経験を踏まえ、動物検疫所に専門家を増員配置、何かあったとき対応できるようにする。国際食料調査官の名称で本省に人員を配置するわけだが、海外の農場に出張して農薬・土壌等の状況を調査する。

5、6と最後の地方組織関係は、国会に提出した設置法にも関係するが、5の政策評価等については、法改正をして本部を設けることは見直し、審議官クラス、官房担当課のラインで政務三役を支える体制を強化する。農林水産技術会議については、組織としては存続しつつ、政務三役主導によりその機能を発揮できる体制を検討することを考えている。

2、3ページについては、参考資料であるが、生産局が非常に大きな局になるので、財源は食糧部であるが、農産部を作る。生産振興審議官、これは名付き審議官と呼んでいるが、総合食料局次長を財源として、生産振興審議官を作ることによって生産局長の負担を軽減する要求も併せて行う。最後の3ページは地方組織の改正の概要である。

以上である。

(山口秘書課調査官)

以上の説明を踏まえて意見交換を行いたい。

(柴山書記長)

農林水産省改革における機構改革に沿った設置法改正案は廃案となったが、一方で戸別所得補償制度をはじめとする新たな業務への対応はすでに始まっている。

今回の組織・定員要求については、戸別所得補償制度の本格実施、農山漁村の6次産業化対策、食の安全・消費者の信頼確保対策をはじめとする、新たな農政展開に資するものと考えている。

一方で、ねじれ国会や地域主権改革が進められている中で、今後の検討過程も予断を許さないものと考えている。

新たな政策展開に伴う事務・事業を効率的・効果的に遂行できる得る組織・定員が早期に決定され、各級段階の職員が安心して職務が遂行できるよう最大限の対応を要請する。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

それでは、私の方から何点か伺いたい。

始めに、平成23年度組織・定員要求の主要事項について、法律改正事項は地方組織関係のみか。法律改正事項は、臨時国会、通常国会のどちらに提出するのか。

なお、地方組織の見直しは、何月を想定しているのか。

また、法律改正事項以外の再編は、23年4月からと理解してよいか。

併せて、地方自治法に基づく国会承認が必要なのは、65の地域センター設置のみと理解してよいか。

(高橋文書課長)

平成23年度の組織・定員要求で、法律の改正が必要となるのは、地域センターの設置に係る部分のみである。

法律改正事項の提出については、年明けから開催が予定されている通常国会に提出する予定である。

設置法改正案の施行は、国会審議や23年度予算に絡む引越しなどの関係で4月には無理だが、できるだけ早く施行したいと考えている。

また、本省組織についても、引越しを要する大改正なので、23年4月には無理だが、設置法改正案と同じタイミングでできるだけ早く施行すべきものと考えているところ。

平成23年度の組織・定員要求において、地方自治法第156条で定められている国会の承認を必要とするものは、地域センターの設置に係るものだけである。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

第7回労使間意見交換会の際の「農林水産省の組織再編の課題と方向について

て（案）」では、法律改正事項として食品安全庁の設置があったが、なぜ、概算要求にはないのか。平成23年度組織・定員要求の主要事項とはならないのか。

（高橋文書課長）

本日の説明資料は、8月31日時点で総務省に対して要求を行ったもののみを記載しており、食品安全庁については、まず政務レベルで厚生労働省、消費者庁等関係府省との調整を行い、その後、政府全体として調整・整理された後、改めて要求をすることとなると考えている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

戸別所得補償については、全体の総括を経営局が担当するとしているが、本省－地方農政局－地方農政事務所の実施体制について、どのように考えているのか。

（豊田経営局総務課長）

本省においては、戸別所得補償制度の運営に関する総合的な企画・立案、必要な予算の確保、各種交付金の単価の設定及び交付金システムの管理・運営等制度の実施に係る総括的な業務を行うこととなるが、水田活用の所得補償交付金と生産数量目標の設定等については生産局が、それ以外と全体の統括については経営局が担当することとしている。

地方農政局は、局管内における交付金の交付業務を統括する機関として、主に交付金の審査や交付決定等の業務を担うこととしている。

地方農政事務所（地域センター）は、戸別所得補償制度の地域現場の窓口機関として、交付申請書の受付・確認等の業務を行うこととしている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

続いて、農畜産物に係る政策を生産局が一元的に担当するとしているが、本省－地方農政局－地方農政事務所の実施体制について、どのように考えているのか。

なお、農産部の所掌は、どのようなものとなるのか。

（水田生産局総務課長）

組織再編後における生産局関係事務の本省－地方農政局－地域センター実施体制としては、

- ① 本省（生産局）においては、農畜産物の生産の振興、主要食糧の需給の調整等に関する施策の企画立案、地方支分部局に対する連絡・指導の事務
- ② 地方農政局においては、新設される生産部（要求中）において、農畜産物の生産振興、米の売買、環境保全型農業の推進等につき、本省生産局との連絡調整、生産局所管事業に係る計画の審査、補助金の交付等の事務
- ③ 新設される地域センター（要求中）においては、生産局所管事業に係る申

請のとりまとめ、現地確認等の事務

をそれぞれ担当することを想定している。

なお、生産局農産部においては、現在の生産局の所掌事務のうち、総務課と畜産部が所掌しているものを除外した事務に加え、現在総合食料局食糧部が所掌している主要食糧の需給の調整に関する事務等を所管することとなる。

具体的には、

- ① 農産物の生産、流通、消費の増進に関する事務
 - ② 主要食糧の需給の調整に関する事務
 - ③ 農作物の作付体系の合理化に関する事務
 - ④ 農機具、肥料、農薬等の生産、流通、消費の増進に関する事務
- 等を所掌することとなる。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

続いて、総合食料局を産業局（仮称）に再編するとしているが、どのような組織体制となるのか。本省－地方農政局－地方農政事務所の実施体制について、どのように考えているのか。

（梶島総合食料局総務課長）

本省においては、農山漁村・農林漁業の6次産業化を担当する局として総合食料局を再編し、「産業局」を設置する。

また、産業局に対応した地方組織における体制を強化するため、各地方農政局経営・事業支援部に「事業戦略課」を設置、北海道農政事務所農政推進部に「経営・事業支援課」を設置するとともに、地域センターにおいては、農政推進グループにスタッフを配置することとしている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

防疫対策に必要な危機管理体制、海外の調査体制について、具体的にどのように考えているのか。動物検疫所の増員配置、国際食料調査官の配置の考え方、また、植物防疫所の増員はいかがか。

（姫田消費・安全局総務課長）

(1) 口蹄疫等悪性伝染病の防疫対策に必要な危機管理体制の強化

家畜の伝染性疾病の海外から国内へのまん延防止のための迅速な診断を実施するための体制整備や輸入検疫体制の強化のため、①消費・安全局動物衛生課に家畜衛生専門官の新規増員（3人）、②動物検疫所に危機管理課の新設・新規増員（6人）を要求。

また、動物検疫所で口蹄疫関係事項以外で、空海港の検疫体制のため新規増員（16人）を要求。

(2) 植物防疫所で、空海港の検疫体制の強化等の事項での新規増員（28人）を要求。

(3) 海外における食料の生産状況等の調査体制の強化

消費・安全政策課に国際食料調査官の新設（9人）を要求。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、大臣官房の担当課のラインを設けるとあるが、地方組織についても体制を強化するのか。規模・財源はどうか。

（小島政策課農林水産改革推進室長）

政策評価等を推進する体制強化のための組織再編においては、地方組織の再編は予定していない。なお、この組織再編は、本年10月に設置する予定であった農林水産行政監察・評価本部に代わりうる組織の設置を目指すものであるが、特別の機関として設置することとしていた本部と違い、官房に新たな課を設置する方向で検討しているため、規模は、本部より少ない定員55人の組織を予定している。

また、課長の財源は大臣官房情報評価課長であり、その他の補佐以下の財源については、基本的に従前の本部の場合と同様である。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

農林水産技術会議事務局について、政務三役主導により、農林水産分野の技術開発政策と行政や民間との関係機能を十全に発揮できる体制のあり方を検討とあるが、どのように検討していくのか。

（大内技術会議事務局総務課長）

農林水産技術会議の体制のあり方については、行政部局との連携強化や横断的な試験研究機関の連携強化を進めていく観点から、今後の技術・環境戦略のあり方の検討、研究独法を巡る議論や中期目標の検討、委託プロジェクトのあり方についての検討、競争的資金のあり方についての検討等を通じて年末までに結論を得る考えである。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

65の地域センター、38の駐在所について、戸別所得補償や6次産業化、米トレサなどの流通監視業務を推進するための組織体制となっているのか。

センター・駐在所の所在地、管轄区域は、22年度要求と同じか。

また、現場で業務を推進するにあたり問題や課題がある場合、見直しは可能か。

（今井地方課長）

65の地域センター及び38の駐在所については、戸別所得補償制度の実施、6次産業化の推進等の農政施策の推進に加え、米トレサビリティ業務等の食の

安全・安心の確保など、国が担うべき業務を適切に実施するのに必要な組織体制を整備することを基本に設置するものである。

その拠点配置にあたっては、農業者等への農政サービスの円滑な提供のほか、食の安全・安心の確保のための消費地への迅速なアクセスなど、必要な立地条件を確保することとしている。

また、これらの所在地、管轄区域は、基本的には平成22年度の要求内容を踏襲すべきものと考えているが、今後、総務省への要求プロセスや、民主党部門会議における議論を経て、具体的に決定していくべきものと考えている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

第4回意見交換会で説明のあった①地域センターの組織構造、②地方農政局再編案、③北海道農政事務所再編案、④組織再編後の職名、配置の考え方、⑤要合理化部門に係る定員の部門別・県別配置について、平成23年度の組織・定員要求においてその考え方に変更はあるのか。

特に、「要合理化部門の要員数については、平成18年時に試算した平成22年度末要員数を7,799人と見通していたところであるが、平成22年10月からは、主要食糧業務の内備蓄運営・国家貿易業務の大幅な見直しや、地域センターの設置に伴う拠点集約等による管理業務の合理化により、約6,400人まで縮減する。一方で、米トレサ法や改正食糧法に基づく新たな米流通監視や6次産業化、資源産業関連業務の推進など、新たな行政需要に対応した業務部門に応じた定員を措置している」と説明している。この考え方に変わりはないか。組織再編後の定員は、上記の考え方により大枠として変更がないとすれば、総体として平成22年4月1日の職員数が確保されると考えるがいかがか。

（今井地方課長）

平成23年度の組織・定員要求における地域センターの組織構造、地方農政局及び北海道農政事務所の再編案等については、前年度に要求したものに對し、その考え方に大きな変わりはない。

ただし、平成23年度要求では、情報業務の更なる見直しを行うこととし、地方農政局の情報推進課を廃止するとともに、情報部門に関わる定員数を削減し、統計データの整備を含む戸別所得補償関連業務のほか、6次産業化の推進等の新たな行政需要に対応した業務部門の定員を要求している。

いわゆる要合理化部門における定員数の考え方についても、第4回意見交換会で説明した内容と大枠では変わりはないが、今御説明した情報部門に関わる定員数を削減することにより、一部に変化が生ずるものと考えている。

また、総体としての定員数については、今後、年末の概算決定に向け、農林水産省の地方組織においても、政府全体としての定員削減の取組を受け入れることが想定されるので、平成22年度4月時点での定員数に比べ一定の減少があるものと考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

定員要求について、新たな定員合理化計画（2009年7月1日閣議決定）と今回の定員要求の考え方について伺いたい。

(高橋文書課長)

新たな定員合理化計画においては、平成22年度から26年度の間で10%以上の定員の合理化を図るという政府方針が示されているところ。

平成23年度の農林水産省の定員合理化数については、総務省から現業職員も含め、昨年度と同数の770人が示されているところ。

一方、新規増員要求については、戸別所得補償制度への対応、食の安全、消費者の信頼確保に関する業務への対応等を中心に、149人(昨年度は138人)を要求している。

今後、査定府省との折衝においては、新規行政施策の実施に必要な定員の確保を図ってまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

最後に、平成23年度級別定数改定要求についてである。

我々は、行政職（一）の地方出先機関における4級及び3級の定数拡大、行政職（二）の本省の5級定数、地方農政局の3級定数の拡大、専門行政職の4級、5級定数の拡大について、要求してきたところである。

級別定数の改定要求について、どのような要求内容となっているのか伺いたい。

なお、行政職（二）の運用基準の緩和、医療職（三）及び海事職（一）（二）の昇格については、喫緊の課題であると、この間の交渉においても申し上げてきたところである。

処遇改善が図られるよう級別定数改定となるよう、最大限の対応を要請する。

(今城秘書課長)

級別定数については、職員の処遇の改善の観点から、毎年的人事院への定数改定要求に際し、特に、年齢別人員構成上の山となっている中位級（3～6級）を重点に定数の拡大と職務評価の適正化に向けて努力しているところである。

平成23年度の定数改定要求についても、重点事項として要求しているところであり、今後の人事院との折衝において、定数の確保に努力してまいりたい。

また、昇格については、運用基準の緩和や、暫定定数の設定等、弾力的に運用されるよう人事院に要望を重ねてきたところであり、今後も引き続き努力してまいりたい。

(柴山書記長)

予算概算要求及び組織・定員要求について、それぞれ説明いただいたが、冒頭、申し上げたとおり、来年度予算を巡っては、厳しい財政事情を背景に、今

後の編成過程においても更に徹底した歳出削減が求められるものと思われる。

全事業の徹底した見直しを行った上での予算概算要求だけに、これ以上の削減は新たな農政展開に支障を来すことも懸念される。

また、組織・定員要求についても、地域主権改革の議論が本格化している中での地方出先機関の再編であること、また、ねじれ国会の中での国会運営であることなどから、査定府省との折衝をはじめ、今後の検討過程も厳しいものと見込まれる。

しかしながら、食料自給率の向上、農林水産業、農山漁村の振興はいうまでもなく喫緊の課題である。

戸別所得補償制度の本格実施をはじめとする新たな農政やそれらを下支えする公共事業の展開に向けて、特別枠を含めた予算の確保に万全を期していただきたい。また、それらの事務・事業を遂行するための組織・定員がしっかりと確保されるよう最大限の対応を要請する。

【第3部】

(山口秘書課調査官)

以上を持って第2部を終了する。

第2部のみの当局出席者は、御退席いただき、第3部の出席者に御着席いただく。

それでは、引き続き第3部を始めたい。

第3部は、当局側として今城秘書課長、今井地方課長、徳田統計部管理課長、梶島総合食料局総務課長、光吉消費・安全局表示・規格課長、小林生産局畜産振興課需給対策室長、山口人事調査官に参加いただく。

それでは、資料に基づいて、地方組織における本年10月以降の業務の実施体制等に関し、前回の意見交換会以降に検討された事項や、具体的な人員配置案等について今井地方課長に説明いただく。

(今井地方課長)

本年2月4日に行った第4回労使間意見交換会において、平成22年度の地方組織における主要業務の運営について、10月に組織再編を行うことを前提として各業務区分ごとに説明させていただいた。しかしながら、10月以降も現行組織の下で新たな業務を含む各業務を実施することとなったので、あらためて10月以降の業務運営について資料3のとおり整理した。この件について、特に前回の意見交換会の時点では結論が出ていなかった点を中心に説明させていただく。

基本的には、組織再編が行えなくなったことから米麦の売買管理業務を除き、引き続き業務の効率化を図りながら、農政局、農政事務所において実施することになる。

2ページの下段にある米麦の売買・管理業務については、前回説明させていただいたとおり、基本的に農政局において実施することになるが、米麦等の輸入納付金業務及び米穀の輸出入に係る届出業務については、申出件数の多い5つの農政事務所においては、農政局職員を配置し実施することとする。なお、具体的には10月に農政事務所の職員を本局に併任させることとしている。

また、6ページにある知的財産に関する相談窓口については、これまでも地方農政局において対応してきたところであるが、今般、政府として取りまとめた「知的財産推進計画2010」において「地方農政局に農林水産関係の総合的な相談窓口を設置」することが盛り込まれたこと等を踏まえ、10月以降、現在の窓口を知的財産の総合相談窓口と位置づけ、右側※1にあるような対応を行ってもらうこととする。また、北海道については、これまでは北海道経済産業局ほか主体となって運営している「北海道知的財産情報センター」において相談を受け付けていたが、10月以降は、北海道農政事務所に総合相談窓口を設けることとする。

続いて、平成22年10月以降の新たな業務への職員配置については、米穀流通監視業務の担当者として、本局及び農政事務所の消費流通課と地域課を中心に約700名を配置、農産物検査業務（流通監視を除く）の担当者として、本局及び農政事務所の消費流通課に約80名を配置、備蓄運営・国家貿易の担当者として、本局消費流通課に約140名を配置、6次産業化の担当者として、本局食品課と農政事務所農政推進課を中心に約90名の職員を追加配置することとする。

これらの体制を整備するため地方農政事務所から地方農政局本局等への併任、いわゆる専ら併任を検討していたところであるが、全国で約110名の併任発令を行うことを予定している。

一方、戸別所得補償業務については、これまで他の業務からの応援を含めて、約700名の担当者としてきたところであるが、今後は、交付金の交付事務が大量に発生することに備え、さらに他の業務からの応援による体制整備を行うこととする。

これらに対応するため、一部の農政局においては、地方農政事務所から地方農政局本局へ若干名の併任発令を行うことを予定している。

また、10月以降も、地方農政事務所において業務を円滑に実施してもらえよう、今月6日、地方農政事務所長等に本省に集まってもらって、意見交換を行ったところである。具体的には、本年10月以降の米麦の売買・管理業務や米穀流通監視業務等に関する説明を行い、地方農政事務所長等との間で業務内容や実施体制について共通認識を持つこととしたところであるので報告させていただく。なお、業務担当者には、個別に業務ラインから説明を行っているところである。

（山口秘書課調査官）

それでは、以上の説明を踏まえて意見交換を行いたい。

（柴山書記長）

8月3日に開催された第7回労使間意見交換会において、説明があった「地方組織における10月以降の業務の実施体制」、「地方農政事務所等における既存業務の効率化の実施状況」について、地本・分会から意見集約を行い、改善すべき点がある場合は別途要望することとしていたところである。

中央本部として、これらの課題に「業務計画の策定及び工程管理の状況」を加え意見集約を行ったところであり、各地本及び分会からは、10月以降の業務運営や今後の組織再編、人事配置に対する不安など多くの意見が出されたところである。

それでは、意見集約結果を踏まえた課題及び関連する事項について伺う。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

それでは、私の方から何点か伺いたい。

始めに、地方組織における業務の実施体制の明確化についてである。

第7回意見交換会において、農林水産省設置法改正法案の廃止に伴う当面の業務の実施体制について説明があったところであるが、現場段階においては、農政局及び農政事務所各部課、地域課における具体的な業務の実施体制や人員配置が不透明なことから、10月以降の業務遂行ができるかどうかの判断ができず、職員の不安解消に至っていない。先ほど、地方課長から地方組織における10月以降の業務運営方針、新たな業務への職員配置について説明があったが、10月に向けたスケジュールについて示していただきたい。なお、地方農政局及び農政事務所別職員配置数案については、資料の取扱いに基づき、職員に対してしっかり説明していただきたい。

人員削減が進行している地域課や統計・情報センターにおいては、すでに一人の職員が複数の業務を担当しており、現行体制で適切に業務遂行できるか深刻な状況となっている。少人数職場では協力体制の構築も限界にあるため、具体的な業務運営をどのように考えているか伺いたい。

また、6次産業化業務にかかる地域課の位置づけはどうか。

(今井地方課長)

10月に向けたスケジュールについて、

- ① 10月1日付け人事異動については、地方農政事務所から地方農政局本局等への併任発令を含めて、来週13日(月)に内示することを予定している。
- ② また、本日の労使間意見交換会の内容については、速やかに職員説明を行うこととしたい。

少人数の職場での業務運営であるが、次回の組織再編の機会に拠点集約の一環として体制整備を行うこととするがそれまでの間においても適切に業務を遂行できるよう現場の業務実態を踏まえた工程管理を行うことを指示することとしたい。

また、少人数の地域課をかかえる地方農政事務所において、戸別所得補償制度に係る窓口業務等の農業者の利便性に配慮すべき事務の担当者のみ地域課に配置し、その必要のない消費・安全業務を担う担当者は本所に一元配置する等の運用を行っているケースもあり、このような方法をとることも含め、職員に過度の負担を与えることのないよう配慮していきたい。

(梶島総合食料局総務課長)

6次産業化業務については、10月以降の業務としては、6次産業化ワンストップ窓口の設置、説明会・シンポジウム等の開催、有望案件の発掘等の6次産業化の普及啓発業務の実施を予定しているが、当面、地域課での恒常的な対応は想定していないが、各事務所の実情に応じて体制を整えることを妨げるものではない。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

次に、具体的な業務の実施体制における課題に対する見解を伺いたい。

米トレサ法、改正食糧法及び農産物検査法に基づく流通監視業務についてである。

J A S 監視業務の担当者約160名の併任を含む約700名体制で実施することは示されているが、現場段階では、具体的な実施体制が不透明なことから、対応できるか不安を抱えている。

第7回意見交換会においては、地方の「米流通監視チーム」についても、10月以降、円滑な業務の実施に向けて検討しているとされていたが、どのような体制となったか。その上で、流通監視業務の各段階における実施体制及びボリュームについて、具体的に示していただきたい。

また、流通監視業務は、事故米の経緯を踏まえ食糧部計画課で対応しているが、消費流通課において流通監視業務を担うことに問題はないのか。

(梶島総合食料局総務課長)

先程の地方課長の説明においても言及されているように、米穀の流通監視業務については、今月6日の地方農政事務所長等会議においても詳細な説明を行ったところである。

具体的には、本省、地方農政局及び地方農政事務所の食糧部消費流通課において実施することとし、各段階にそれぞれ米穀流通監視チームを設置することとしている。

また、本チームの設置に当たっては、

① 本省の米穀流通監視チームの体制を参考に、消費流通課に米穀流通監視チームを設置。米穀流通監視チームに配置可能な人員数は、各地方農政局及び地方農政事務所においてそれぞれ異なることから、実際の体制については、効率的な事務の実施が図られるよう柔軟に対応する。

② 地方農政局の消費流通課では、流通監視業務以外にも政府米の売買・管理を行っているため、両業務の実施体制（従事する職員、指揮命令系統等）については、可能な限り明確に区分。事務室における物理的な配置についても、可能な限り、両業務が混在しないよう留意する。

③ 米穀等の流通監視業務の実施に当たっては、地方農政局及び地方農政事務所の段階においても、表示・規格課（J A S 実施部局）と連携し、消費・安全部局からの併任者の配置、J A S 実施部局にも関係する疑義案件が発生した場合の調整や、J A S 実施部局から回付される案件への対応等についても考慮する。

こととしてまいりたい。

また、平成22年度の米穀流通監視チームの業務は、新規需要米及び加工用米の横流れ防止を確保することを最重要課題としている。

なお、地方農政局等においては、実施方針に基づき、各管内の流通監視体制を踏まえ、それぞれ立入検査計画を策定していただくこととなっている。

流通監視業務を担当する部署については、今般、農林水産省設置法等の改正

をしない中で、可能な限り事故米の経緯等を踏まえて対応していくこととしている。

具体的には、流通監視業務以外にも政府米の売買・管理を行っている地方農政局等にあっては、両業務の実施体制（従事する職員、指揮命令系統等）については、可能な限り明確に区分していただき、事務室における物理的な配置についても、可能な限り、両業務が混在しないよう留意していただくこととしている。

（今井地方課長）

ただいま梶島総務課長から話のあった米穀流通監視チームの設置について補足すると、効率的な事務の実施の観点から必要な人員を地方農政局及び地方農政事務所に配置することとなるが、更に必要があれば地方農政局又は地方農政事務所の判断により傘下の地域課に配置し、現場実態に応じた役割分担を行うことも可能と考えている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

農産物検査（流通監視を除く）についてである。

第7回意見交換会において、農産物検査業務については規格業務のみを80名体制で実施をすすめているが、具体的な人員配置はどうなるのか。仮に農政事務所本所に配置する場合、地域課における担当はどうなるのか伺いたい。

また、登録検査機関に対する技術指導等について、農政事務所・地域課は地方農政局が実施する程度統一会の補助業務を実施するとしており、現実的にはこれまでと大きく変わらないのではないかと。農政事務所及び地域課における役割を明確にすべきである。

（梶島総合食料局総務課長）

人員配置は、業務量を勘案して、地方農政局及び地方農政事務所に配置することとしており、地域課における担当は、現在の食糧担当で引き続き行う。

農産物検査業務については、検査標準品の複数年適用（2年適用）や管内共通の適用など合理化を進めているが、23年産からは、全ての局において、複数年適用（2年適用）や配布数を複数セットから各登録検査機関1セットとし、加えて、本年10月以降は、技能確認、研修会を廃止するとともに、程度統一会は会場設営等の補助的業務に見直すなど業務量は相当縮減すると考える。

なお、地方農政事務所は、地方農政局との連絡調整、検査実績報告等の県内のとりまとめ業務を実施する。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

備蓄運営・国家貿易についてである。

政府米の販売等の包括的な民間委託は、予定どおり10月から実施できる体制が整ったのか伺いたい。

第7回意見交換会において、米穀の輸出入に関する届け出等について、届け出件数の多い6農政事務所における実施体制について別途検討中とされていたが、どのような実施体制となるのか伺いたい。また、当該業務は申請者の利便性を確保するため、地域課で対応してきたところであるが、今後、届け出にきた事業者に対して、対応を行わない場合、行政サービスの低下から組織批判を招くことも懸念される。10月以降届け出等があった場合、どのような対応を考えているのか。

次に、局消費流通課において、買入対象輸入米穀の廃棄処分立会業務及び国内産米穀の買入検収の現品確認等について対応するとしているが、ブロック内の広域に及ぶ出張に必要な予算は確保されているのか。

(梶島総合食料局総務課長)

備蓄運営・国家貿易についてであるが、

政府米の販売等業務の包括的な民間委託については、受託事業者3社を選定し、7月12日付けで委託契約を締結している。

包括的民間委託への移行に当たっては、10月の実施に向け買受資格者、倉庫業者等の政府米関係者に対するブロック説明会を7月から8月にかけて開催し、仕組みの周知徹底を行うとともに、受託事業者への円滑な業務の引き継ぎ及びその後の米穀の安定供給に向けた環境整備を行ったところである。

前回、輸入納付金申出件数の多い6農政事務所における実施体制については、別途検討しているとしていたが、検討の結果、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の5農政事務所については、地方農政局の職員を配置し、米麦等の輸入納付金徴収業務等を行うこととしている。

具体的には、

(1) 輸入納付金徴収業務については、

① 地方農政事務所に配置した農政局職員が、申出書等の書類を受理し、それをPDF化しメールで地方農政局本局に送付する。

② 地方農政局本局において、納入告知書発行手続きを行い、PDF化された納入告知書記載事項をメールで地方農政事務所に配置された農政局職員に送信する。

③ 当該農政局職員は、納入告知書記載事項を納入告知書様式（押印済み）に印刷し、輸入納付金納付申出書（写し）とともに申出者に交付することとしている。

(2) 米穀の輸出入に係る届出業務については、地方農政事務所に配置した農政局職員が現行どおりの対応を行う。

5農政事務所以外の農政事務所については、本年10月1日以降、輸入納付金徴収業務等を行わないことが広く国民にわかるようホームページ等で周知を図ることとしている。しかしながら、10月以降も当該農政事務所に、申出等の手続きについての問合せや書類の提出があることが想定される。

そのため、当該農政事務所においては、事業者等からの問合せに回答したり、

書類の提出等があった場合に、次回以降は直接地方農政局へ提出してもらうよう案内を行ったうえで、提出された書類を地方農政局に転送するなど、窓口として対応してもらうことを考えている。

地域課については、現在、米穀の輸出入届出の受付を中心に対応していると承知している。

10月からは、地域課についても同様に事業者等からの問い合わせに回答したり、書類の提出等があった場合に、次回以降は直接地方農政局へ提出してもらうよう案内を行ったうえで、提出された書類を地方農政局に転送するなどの対応をしてもらうことを考えている。

廃棄処理立会い等のため必要な予算については、過去の廃棄立会い件数実績や農政局が管内全域に出張することを考慮して必要な予算を措置している。なお、23年度も必要な予算を要求しているところであり、24年度以降も含め必要な予算が確保できるよう対応してまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

飼料用麦に係る指導監督業務についてである。

当該業務については、主要食糧業務の見直しに合わせ、同法を所掌する農政局畜産課で実施し、業務調整による各局1～2名体制で問題なく実施できるとの説明があったところである。

しかし、当該課においては、唐突な提案であるばかりか具体的業務量も不明確なまま「担当」とされることに不満が出されている。畜産課に移行する経緯として、本省原局間における話し合いが十分にされたのか、地方農政局にどのように説明がされているのか。また、各局1～2名体制で対応できる業務量なのか改めて伺いたい。

(小林生産局畜産振興課需給対策室長)

飼料用麦に係る指導監督業務については、これまでは米麦の売買・管理を行う地方農政事務所が、当該業務と一体的に横流れ防止の観点から加工工場等の指導監督を行う必要があったため本業務を行ってきており、これにより結果として飼料用麦の適正流通が図られてきた。

10月以降、地方農政事務所において米麦の売買・管理業務を行わないこととなったため、農政事務所において飼料用麦の横流れ防止に係る指導業務のみを行うことは効率性の面から困難となった。

飼料用麦の適正流通を確保することは、飼料の需給安定を図るために重要な業務であり継続が必要であることから、総合食料局食糧貿易課と生産局畜産振興課において、当該業務の継続実施について検討を重ねてきた。その結果、これまで飼料用麦の輸入方式の改善に取り組んできた生産局畜産振興課と密接な連携が図られる農政局畜産課及び北海道農政事務所においては農政推進課が指導監督を行うのが飼料行政を一体的に推進する上で最も適切であるとの認識に立ったところである。

具体的な業務についてであるが、飼料用麦の加工工場（本年8月末で166工場）や丸粒大麦使用農家（同3農家、今後2農家追加見込み）への指導監督の実施、加工工場や丸粒大麦使用農家からの各種報告書等をデータベース化して管理を行うこととしており、当面は各局1～2名体制で十分対応できる業務量と考えている。

なお、地方農政局畜産課への説明は、7月5日に畜産課長に対して、8月9日と9月1日の2日は畜産課長及び担当者に対して、計3回にわたってテレビ会議を開催し、当該業務を畜産サイドで行うこととした経緯、業務の流れ、指導監督に当たったのチェックポイント等具体的に説明を行うとともに、会議やその後出された質問・意見に対しては、その都度回答を作成・配布し、関係者間で共有してきたところである。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

戸別所得補償モデル対策についてである。

モデル対策については、新たな農政展開の柱であるとともに本格実施を踏まえしっかりと対応しなければならないと考える。

当面は、交付金の年内支払いに万全を期すこととなるが、第7回労使間意見交換会においては、申請内容の審査や交付業務等に対して、現行の実施体制を基本に、外部雇用の活用を含め、必要な実施体制を検討しているとされていた。更に本日の説明では、他の業務から応援による体制整備を行うとしているが、どのような体制となったか具体的に伺いたい。

また、10月以降、戸別所得補償制度の本格実施に向けて、関係機関等への説明など新たな対応が必要になると思われるが、現行体制で対応は可能なのか。スケジュールはどうなっているのか。

各県ごとに抱える事情も異なると思料されることから、状況をしっかりと確認し、実施体制の構築に万全を期すよう要請する。

（今井地方課長）

戸別所得補償モデル対策に関する他の業務からの応援体制についてであるが、平成22年4月時点では、各農政局において、本省で積算した所要人員数に見合う職員数を選考したところであるが、今後、業務のピーク時期を迎えることから他の業務からの応援体制により、申請内容の審査や交付業務に対応する体制整備を行ったところである。

なお、戸別所得補償モデル対策の担当者は、他の業務と兼務しながら担当していただいている関係上、多くの職員に対し業務命令を行い体制整備を行わざるを得ないこととなっている。

戸別所得補償制度の本格実施に向けては、先ほど説明したとおり、農政局、農政事務所にもご尽力いただき、都道府県、市町村、農協団体等関係者との意見交換を行いながら、制度の詳細を詰めていく考えである。

また、制度の詳細がつまり次第、申請手続きの準備等を進めてもらおうと考

えているが、現場での推進に当たっては、モデル対策に係る交付申請の受付等に併せて行うなど、できるだけ効率的に進められるようにしてまいりたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

JAS法に基づく食品表示監視についてである。

米トレ及び流通監視業務の実施体制の整備のため、JAS担当者160名を縮減するとしているが、その前提となる情報管理システムが開発中であること、調査に時間を要する卸・製造業者への調査店舗が3,000業者増加することから軽減化につながらないとの意見が強く出されている。

情報管理システム開発の遅れに加え、調査業務の効率化が図られる調査店舗数の見直しとならなければ、10月からの業務に支障を来すこととなる。システム開発を早期に行うとともに調査店舗数の再検討を行うことが必要と考えるが如何か。

（光吉消費・安全局表示・規格課長）

JAS法に基づく食品表示監視についてであるが、

開発するシステムは、調査計画の策定、入力事務、疑義業者の照合、調査進捗状況の管理等の事務の効率化を目的としている。

システム開発については、22年度から26年度の間で計画的に予算の範囲内で、入力事務の多い一般調査から順次開発を行うこととしており、22年度においては、一般調査の集計システム（米穀を除く）や事業者データマスターの開発を行うこととしている。

開発されたシステムは、各年度ごとに開発成果が納入され、納入された物から順次運用を開始することにより、業務の効率化を段階的に図っていきたい。

23年3月に行う23年度の一般調査・特別調査における国の調査対象店舗の選定における都道府県との調整事務について、本来23年度から運用する事業者データマスターについて、前倒しして活用できるよう検討してまいりたい。

食品表示監視業務については、これまでも必要な見直しを行いつつ、適切に実施し成果を上げてきているところである。その結果、小売店舗における表示状況は改善されていることから、今回は、一般調査の対象店舗数の見直しとして小売店舗を5,000店舗減らし、卸売業者・製造工場を3,000事業者増加することとする。小売店舗の調査と卸売業者・製造工場の調査に係る業務量を単純に比較することは困難であるが、全体の調査件数が2,000件分減少することにより、1件ごとの調査に必要な取扱商品の確認事務や調査結果の入力事務が少なくとも2,000件分軽減されることとなる。

このように、調査対象について実態に応じてメリハリをつけることにより業務運営の効率化が可能となる。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

本日説明のあった知的財産に関する相談窓口についてである。

各農政局における相談窓口の対応は、総合相談窓口と位置づけられるが、従来と大きな変更は生じないとの理解でよいか。業務量はどの程度となるのか伺いたい。

また、新たに北海道農政事務所に総合相談窓口を設置するとしているが、設置する課はどこになるのか伺う。

(今井地方課長)

知的財産総合相談窓口についてであるが、総合相談窓口と従来の相談窓口との違いは、相談内容を十分に把握した上で、自ら相談に応じるか、適切な者を紹介しつつ、問題の解決までをサポートする点、相談内容に応じて活用可能な施策手段の紹介を行う点である。

なお、今後の業務量について予測することは難しいが、農林漁業者、食品産業事業者からの相談自体は、年間で数件程度の実績となっている。

また、北海道農政事務所においては、農政推進課に設置を予定している。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

指揮・命令系統の確立についてである。

10月以降、現行の組織体制のまま、戸別所得補償制度モデル対策や米トレサ・流通監視業務など新たな業務に対応することから、併任や応援体制の構築によって業務を遂行することとされているが、現場において混乱や業務が特定の者に偏ることがないように、指揮・命令系統を明確にし、業務運営に万全を期していただきたい。

(今井地方課長)

10月以降、新たに実施する業務についての実施体制については、前回の第7回意見交換会において説明したとおり、それぞれの業務について、所管課を明確にすることとしている。

また、担当職員については、所管課への併任発令を行うことにより、組織として指揮命令系統及び責任関係を明確化し、法令等の権限に基づいて、円滑に業務を遂行する実施体制を確立することとしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

次に、管理職の欠員ポストを地域課長を中心に解消することとしているが、具体的な配置について伺いたい。

なお、欠員ポストを抱える職場の責任体制について、3月に対応策が示されたが、機能していないとの意見が強く寄せられている。

また、統計・情報センター長不在のセンターにおいては、業務遂行に支障が生じているとしている。どこに原因があるのか検証し、引き続き欠員となる職場における責任体制についてどのように考えているか伺いたい。

(今井地方課長)

管理職の欠員ポストの具体的な配置については、前回、第7回意見交換会において、特に農政業務の窓口となる地域課長を中心に欠ポストを解消したいとご説明したところであるが、平成22年10月人事において、地域課長の全ポストの欠員の解消を予定している。

(徳田統計部管理課長)

統計・情報センター長不在に対しては、「事務取扱」又は「事務代理」を発令し、日時を定めて在勤等により対応しているところであるが、引き続き定期的な打合せ等を通じた業務の工程管理の徹底や必要に応じてセンターへ出向くなど、柔軟な対応を図るよう指導してまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

既存業務の効率化の実施状況についてである。

既存業務の効率化については、十分に図られているとはいえない。また、一定の効率化があったとしても、この間の急激な人員縮減に加え、農政展開の変化に対応する業務の増加により、効率化を実感するに至っていないのが現場の認識である。

また、新たな業務展開に伴って様々な報告が求められている中、上部の担当者の判断や思いつきとも受け止められるメールの指示が、円滑な業務運営の妨げの一因となっているとの意見がある。効率化を実効性のあるものとするため、進捗状況を適宜検証し、更なる対策を講じる必要があると考えている。

そのような中で、特に統計業務について申し上げる。

「本省への報告期日の調整、統計指導員の業務内容の拡充や坪刈り箇所数の削減に努めてきた」としているが、抜本的な効率化に資するものとはなり得ていない。

現在、作況特定筆調査、メッシュ標本調査の試行調査、なたね・そば生産費調査などの実査を伴う業務については、調査時期等の調整は行われているものの、多くは既存業務とも輻輳している状況にある。

また、統計指導員の業務内容の拡充は、実行上の問題が多く、負担軽減につながらないとの意見が出されている。

戸別所得補償制度の本格実施にあたって、新たな業務への対応が想定される中、すでに現場における業務遂行は困難を極めている。

既存業務のスクラップ、報告体系の見直し、報告様式等の簡素化を含めて、実効性のある効率化の方針を示すよう要請する。

また、これまでも申し上げてきたが、調査のアウトソーシングを進めてきたものの、審査過程における調査内容の補完、総務事務（運行日誌・旅費請求等必要書類の整備）等の煩雑化により、職員負担の軽減となり得ていない状況にあることから、審査・補完等の業務の減量化を図るよう要請する。

(今井地方課長)

既存業務の効率化の取組内容については、3月19日及び8月3日の意見交換会において説明させていただいたところであるが、これらを実効性のあるものとするためには、ご指摘のとおり、その進捗状況を適宜検証し、状況に応じて更なる対策を講じていくことと考えている。このため、業務の工程管理を徹底させ、効率化の進捗状況についても適宜検証するよう指示することとしたい。

(徳田統計部管理課長)

農林水産統計については、総人件費改革に伴う人員削減に対応するため、これまで「農林水産統計の再構築」等により、様々な見直しを行ってきたところである。一方で、統計組織に課せられた使命は確実に果たしていく必要があり、今後とも、農林水産施策や組織の見直しを踏まえつつ、スクラップ&ビルドを基本として、引き続き不断の見直しを行っていく考えである。また、より効率化の実効があがるよう、現場の状況も踏まえ、調査体系の見直しや、調査結果の利活用を踏まえつつ、調査事項の絞り込み等についても、引き続き検討してまいりたい。

なお、現時点では当初第4四半期に予定していた「食品産業活動実態調査」について廃止することとしている。

調査結果については、戸別所得補償制度などの財政支出や施策の企画・立案、事業の評価等に活用されることから、各調査ごとに求められる調査精度を維持するため、職員による審査・補完等の業務は欠かせないものであることをご理解願いたい。調査員に係る総務事務については、統計指導員の業務の見直しの中で統計指導員を活用した更なる軽減の方策を検討しているところである。

また、本年度における統計指導員の業務内容の拡充に関して、統計指導員の確保が困難との指摘があることも承知しているが、限られた職員で統計調査を的確に実施していくためには、統計指導員を活用することが一つの方策であることをご理解願いたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

業務計画の作成及び工程管理についてである。

3月26日に開催された第6回労使間意見交換会において、10月の組織再編に向けて業務の円滑な移行を図るため、管理職が各部門の職員の業務実態を把握した上で、組織の再編前後で整合性のとれた業務計画を年度当初に作成し、工程管理を行うとされていたところである。しかし、業務計画が示されない、管理者によって業務計画の策定及び周知のあり方に差がある、などの意見が出されており、工程管理がしっかり行われているとは言えない。

また、業務計画は策定されたものの、工程管理を当局として責任を持って対応するとの意識が希薄との厳しい指摘がされている。

10月以降は、現行組織の体制で新たな業務と既存業務を遂行せざるを得ないことから、当局による的確な工程管理が重要となっている。したがって、早急

に地方組織における10月以降の業務計画を職員の意見を十分に反映して作成するとともに、当局責任において工程管理を行うよう要請する。

(今井地方課長)

地方農政事務所における業務計画の作成及び業務の工程管理についてであるが、本年4月に、9月までの業務計画を作成し工程管理を行うよう指示したところである。

ご指摘のとおり、10月以降は、現行組織の下で新たな業務と既存業務を遂行することになることから、引き続き、各農政事務所において、既存業務の効率化を行うとともに、業務の実施状況に応じた機動的な業務運営を行う必要がある。

このため、10月以降実施する新たな業務及び既存業務について農政事務所長が各部門の職員の業務実態を把握した上で、①業務の具体的内容とスケジュール、②これに対応した体制を明確にした業務計画を作成するとともに、10月以降、必要があれば計画を修正しつつ、業務計画に沿って工程管理を行うよう、あらためて指示することとする。

工程管理を円滑に進めていくためには、業務を実施する職員の理解と納得が必要と考えているので、業務計画の職員への説明は、各部門、地域課、統計・情報センターにおいて、9月中に行うようにさせたい。

また、職員の業務実態を把握する際には、例えば、本日の意見交換会の内容を職員に説明する機会等において、できる限り職員からの意見を聞くようにして、必要に応じて、職員の意見を業務計画の作成・修正又は工程管理の実施に反映させるようにさせたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

人員配置についてである。

10月の人事異動に向けた希望調査を行うべきとの意見が出されている。とりわけ、全国で100名を超える地方農政局本局への専ら併任については、県間異動となることから、本人希望・家庭状況等に配慮し、理解と納得の上に進めるとともに、宿舎を確保するよう改めて要請する。

なお、今回の併任人事に伴い、人員を拠出した事務所において、業務に支障が生じないのか伺いたい。

(今井地方課長)

今回の地方農政事務所から地方農政局本局への併任については、これまでの人事異動と同様、本人の希望等に配慮しつつ、理解と納得の上進めているところである。

また、人員を拠出した地方農政事務所においては、業務に支障が生じることのないよう工程管理を徹底させたい。

なお、宿舎の確保については、職員の要望を踏まえ、最大限の努力をしてま

いりたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

北海道農政事務所における人員のあり方をどのように考えているのか伺いたい。新政策関連の業務について北海道は様々な業務対応が求められているが、現段階において総体的に人員が不足している状況にある。この間、課内のスタッフ化や地域課と統計・情報センターの連携など、先進的にあらゆる方策を自助努力によって講じてきたものの、すでに限界に達しているのが実情である。特定の部署や北海道のみの運用では業務に支障を来すとの意見が強く寄せられている。

10月における北海道の人員配置をどのように考えているか伺いたい。

（今井地方課長）

人員のあり方については、業務に見合った組織・定員が定められていることから、これに対する人員配置が行われるべきものと考えている。

北海道の実情は十分に承知しているが、総人件費改革の実施直後やこの10月の組織再編が行われなかったことなど様々な問題が積み重なった結果であり、組織再編が行われないうち、新たな業務（米トレサ関係、米麦の売買管理及び6次産業化業務）などに対応して行かざるを得ないこともご理解願いたい。

なお、引き続き北海道農政事務所と連携を密にし、円滑な業務運営が図られるよう努めてまいりたい。

また、この10月の人事異動においては、本省等から北海道農政事務所へ数名程度の配置を予定しているところである。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

関連する課題についてである。

北海道農政事務所の超勤予算についてである。

この間の意見交換会においても要請しているところであるが、地方農政局と同等の業務を行っている現状を踏まえ、同等の単価とする必要があると考えている。来年度の概算要求にどう反映しているのか。

（今井地方課長）

北海道農政事務所の超勤予算については、組織の現状及び人件費に係る予算の状況等を踏まえ検討を行ったものの、設置法上変更がないこと、人件費を含めた予算の状況が厳しいこと等から、他の農政事務所を超える増額要求には至らなかったところである。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

会計手法の抜本的見直し（組織・北海道農政事務所）についてである。

円滑な業務運営のためには、「組織・北海道農政事務所」を廃止し、「組織

・地方農政局」と同じ括りにして、全体的な運用を行えるようにする必要があると考えている。

この間の労使間意見交換会において、地方課長より「一本化は難しいと考えられる」との回答があったが、財政法23条の解釈等も含め、更なる検討を要望する。

(今井地方課長)

会計手法の抜本の見直しについてであるが、国の歳出予算は、財政法第23条の規定に基づき、その支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、更に、その目的に従ってこれを項に区分しなければならないとされ、予算決算及び会計令第14条において予算の部局等及び項目の区分は財務大臣が定めることとされている。

この区分の考え方について、農林水産省設置法第17条において地方農政局及び北海道農政事務所の設置を定めていることを踏まえ、財政法等の規定に基づきそれぞれの組織別に区分して予算を計上しているところである。

このため、予算を同じ括りに計上する場合には、農林水産省設置法を改正しなければならないが、北海道には国土交通省所管の北海道開発局が設置されており、北海道を管轄とする地方農政局を設置することができないことから、両組織を同じ括りにして一本化することは困難であり、同時に予算の一本化も難しいものと考えている。

(柴山書記長)

10月までに整理しなければならない課題について、一定の見解が示されたところである。まずは今回の内容について職員に対して十分に説明していただきたい。

また、職員とコミュニケーションを十分に図り、働きやすい職場環境を構築していただきたい。

第7回意見交換会においても申し上げたが、多くの課題は農政を展開する現場で発生することから、現場実態を踏まえた対応・対策をはかることが重要である。

職員の業務実態を反映した業務計画を作成し、工程管理がしっかり行わなければ、業務運営に支障が生じるとともに、組合員の労働条件に影響を及ぼすことから、地方農政局及び農政事務所段階において業務計画に関する要望書を提出するので、誠意をもって対応していただきたい。

なお、10月以降、各職場において業務運営や工程管理に課題・問題が生じた場合は、各地本・分会において改善を求めるので、各段階において誠意を持って対応していただきたい。

また、来年4月以降の業務と組織・定員のあり方については、早い段階において課題整理をはかる必要があると考えるので、よろしく願いたい。

(今井地方課長)

業務計画の作成は、農政事務所長が各部門の職員の業務実態を把握した上で行うこととしている。業務計画に関する要望書が提出された場合には、職員の意見として真摯に受け止め、業務計画作成の参考とするよう指示することとしたい。

(今城秘書課長)

本日意見交換させていただいた地方組織における10月以降の業務の実施体制等については、今回提示した資料に基づいて、早急に現場の管理職から職員に説明し、10月以降の業務運営に支障を来すことのないよう配慮してまいりたい。

また、職員の皆さんからの意見については真摯に受け止め、改善すべき課題が生じた場合には適正に対処したい。

(山口秘書課調査官)

それでは、以上を持って第8回の労使間意見交換会を終了する。